

業務手順書 一覧

課（事務所・局）名	係名	No.	業務・事務名	担当TEL	備考
監査委員事務局		1	例月現金出納検査	32-1971	R7.2.28見直し
		2	決算審査	32-1971	R7.2.28見直し
		3	一般監査（定期監査・随時監査・財政援助団体等に関する監査・公金の収納または支払事務に関する監査）	32-1971	R7.2.28見直し
		4	住民の直接請求に基づく監査	32-1971	R7.2.28見直し
		5	議会の請求に基づく監査	32-1971	R7.2.28見直し
		6	市長の要求に基づく監査	32-1971	R7.2.28見直し
		7	市長又は公営企業管理者の要求に基づく職員の賠償責任に関する監査	32-1971	R7.2.28見直し
		8	住民監査請求に基づく監査	32-1971	R7.2.28見直し
		9	財政健全化及び経営健全化審査	32-1971	R7.2.28見直し

伊東市 業務手順書

		当初作成日		2019/12/20		見直し日		2025/2/28		見直しによる変更		無	
部		課等	監査委員事務局	担当係名		シート番号	1	業務・事務名	例月現金出納検査				
業務・事務の目的		会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか、毎月例日を定めて検査する。											
内包するリスク		①、⑳、㉑											

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
	日程協議	監査委員と日程協議		地方自治法第235条の2第1項			
【市長(庶務課)・会計課・関係課】	通知 実施通知	「例月現金出納検査の実施について」を起案、発出			〈監査委員決裁〉 実施通知書	2月中旬～下旬	
【会計課・関係課】	提出 検査資料の収集	会計課、関係課から検査資料を収集				毎月中旬	
	検査資料により事前調査	事務局が支出負担行為何兼支出命令票等を調査し、事前調査結果を監査委員に報告					
	検査	監査委員による検査					
【会計課・関係課】	講評 講評	監査委員から会計課、関係課に検査結果を講評					
【市長(庶務課)・市議会】	提出 検査結果報告	「例月現金出納検査の結果に関する報告について」を起案、提出		地方自治法第235条の2第3項	〈監査委員決裁〉 結果報告書	毎月下旬	

補足	
変更点	

伊東市 業務手順書

		当初作成日		2021/2/1		見直し日		2025/2/28		見直しによる変更		無					
部		課等	監査委員事務局	担当係名		シート番号	2	業務・事務名	決算審査								
業務・事務の目的		決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。															
内包するリスク		①、③⑧、③⑨、④③、④④															
事務・業務フロー						事務内容又は目的		事務手続に要する期間		関連法令等		《決裁区分等》 成果物・記録類		備考		リスク No.	
関連部門		当該部門															
		日程協議				監査委員と日程協議				地方自治法第233条第2項、第241条第5項及び公企法第30条第2項							
【市長(庶務課)・各部長】		↓ 通知 決算説明通知				「公営企業会計決算説明について」及び「各会計歳入歳出決算説明について」を起案、発出						《監査委員決裁》 決算説明通知書		公営企業会計5月下旬 各会計6月上旬			
【全課】		↓ 提出 審査資料の収集				各課から審査資料を収集											
		↓ 審査資料により事前調査				事務局が事前調査し、補正すべき事項があれば対象課から再提出											
【全部長・全課(出席)】		↓ 審査				監査委員による審査											
【市長(財政課)】		↓ 提出 審査結果報告				「決算審査意見について」及び「歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見について」を起案、提出						《監査委員決裁》 審査結果報告書 (決算審査意見書)					
【市民】		↓ 審査結果公表				議決後、審査結果を市HPで公表						《局長決裁》 市HP公表					
補足																	
変更点																	

伊東市 業務手順書

当初作成日 2021/2/1 見直し日 2025/2/28 見直しによる変更 無

部	課等	監査委員事務局	担当係名	シート番号	3	業務・事務名	一般監査（定期監査・随時監査・財政援助団体等に関する監査・公金の収納または支払事務に関する監査）
業務・事務の目的 普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。							
内包するリスク ①、③、④、③⑧、③⑨、④③、④④							

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
	日程協議 定期監査 随時監査 財政援助団体等に関する監査 公金の収納または 支出事務に関する監査	監査委員と監査内容及び日程協議		地方自治法 第199条第2項 及び同条第4項 第199条第5項 第199条第7項 第235条の2第2項 又は公企法第27条 の2第1項			
【市長(庶務課)・関係課】	通知 監査実施通知	監査実施通知を起案、発出			〈監査委員決裁〉 監査実施通知書		
【関係課】	提出 監査資料の収集	関係課から監査資料を収集					
	監査資料により事前調査	事務局が事前調査					③ ④
【関係課(出席)】	監査及び講評	監査委員による監査及び講評					
	弁明又は意見の聴取	事務局で受付					
	弁明・意見あり 監査委員協議 なし	監査委員による協議					
【市長・市議会等】	提出 監査結果報告	監査結果報告を起案、提出		地方自治法第199条 第9項	〈監査委員決裁〉 監査結果報告書		
【市民】	監査結果公表	監査結果を市揭示板及び市HPで公表		地方自治法第199条 第9項	〈局長決裁〉 市揭示板・HP公表		
【関係課】	提出 措置状況通知	結果報告で指摘された内容の措置状況を通知		地方自治法第199条 第14項			
【市民】	措置状況公表	措置状況を市揭示板及び市HPで公表		地方自治法第199条 第14項	〈局長決裁〉 市揭示板・HP公表		

補足	
----	--

変更点	
-----	--

伊東市 業務手順書

部	課等	監査委員事務局	担当係名	当初作成日	2021/2/1	見直し日	2025/2/28	見直しによる変更	無
業務・事務の目的	住民の直接請求に基づく監査 選挙権を有する者の50分の1以上の連署による請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。								
内包するリスク	①、③⑧、③⑨、④①、④③、④④								

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
【(市議会及び市長選挙の) 有権者】	提出	監査請求書の提出	市議会及び市長選挙の有権者から監査請求書の提出		地方自治法第75条第1項		
		監査請求書の受付	受付し、監査日程の調整・決定				
		請求の要旨の公表	請求の要旨を市掲示板及び市HPで公表		地方自治法第75条第2項	《局長決裁》 市掲示板・HP公表	
【市長(関係課)】	通知	監査実施通知	監査実施通知を起案、発出			《監査委員決裁》 監査実施通知書	
【関係課】	提出	監査資料の収集	関係課から監査資料を収集				
		監査資料により事前調査	事務局が事前調査				
【関係課(出席)】		監査	監査委員による監査				
【請求人・市長・市議会等】	送付 通知	監査結果報告	監査結果報告を起案、送付及び通知		地方自治法第75条第3項	《監査委員決裁》 監査結果報告書	④①
【市民】		監査結果公表	監査結果を市掲示板及び市HPで公表		地方自治法第75条第3項	《局長決裁》 市掲示板・HP公表	

補足	
変更点	

伊東市 業務手順書

		当初作成日		2021/2/1		見直し日		2025/2/28		見直しによる変更		無	
部		課等	監査委員事務局	担当係名		シート番号	5	業務・事務名	議会の請求に基づく監査				
業務・事務の目的		議会の請求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。											
内包するリスク		①、③⑧、③⑨、④③、④④											

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
【市議会】	提出	監査請求書の提出	市議会から監査請求書の提出		地方自治法第98条 第2項		
		監査請求書の受付	受付し、監査日程の調整・決定				
【市長(関係課)】	通知	監査実施通知	監査実施通知の起案、発出			〈監査委員決裁〉 監査実施通知書	
【関係課】	提出	監査資料の収集	関係課から監査資料を収集				
		監査資料により事前調査	事務局による事前調査				
【関係課(出席)】		監査	監査委員による監査				
【市長・市議会等】	提出	監査結果報告	監査結果報告を起案、提出		地方自治法第199条 第9項	〈監査委員決裁〉 監査結果報告書	
【市民】		監査結果公表	監査結果を市掲示板及び市HP で公表		地方自治法第199条 第9項	〈局長決裁〉 市掲示板・HP公表	

補足	
変更点	

伊東市 業務手順書

					当初作成日	2021/2/1	見直し日	2025/2/28	見直しによる変更	無
部		課等	監査委員事務局	担当係名		シート番号	6	業務・事務名	市長の要求に基づく監査	
業務・事務の目的	市長の要求に基づき、事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。									
内包するリスク	①、③⑧、③⑨、④③、④④									

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスタ No.
関連部門	当該部門						
【市長】	提出 → 監査請求書の提出	市長から監査請求書の提出		地方自治法第199条第6項			
	↓ 監査請求書の受付	受付し、監査日程の調整・決定					
【市長（関係課）】	通知 ← 監査実施通知	監査実施通知を起案、発出			《監査委員決裁》 監査実施通知書		
【関係課】	提出 → 監査資料の収集	関係課から監査資料を収集					
	↓ 監査資料により事前調査	事務局による事前調査					
【関係課（出席）】	← 監査	監査委員による監査					
【市長・市議会等】	提出 ← 監査結果報告	監査結果報告の起案、提出		地方自治法第199条第9項	《監査委員決裁》 監査結果報告書		
【市民】	← 監査結果公表	監査結果を市揭示板及び市HPで公表		地方自治法第199条第9項	《局長決裁》 市揭示板・HP公表		

補足	
----	--

变 更 点	
-------------	--

伊東市 業務手順書

部		課等		監査委員事務局		担当係名		当初作成日		2021/2/1		見直し日		2025/2/28		見直しによる変更		無	
業務・事務の目的		市長又は公営企業管理者の要求に基づき職員が市に損害を与えた事実があるか監査する。																	
内包するリスク		①、③⑧、③⑨、④③、④④																	

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	《決裁区分等》 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
【市長又は公営企業管理者】	提出 監査請求書の提出	市長又は公営企業管理者から監査請求書の提出		地方自治法第243条の2の8第3項又は公企法第34条			
	↓	監査請求書の受付	受付し、監査日程の調整・決定				
【市長又は公営企業管理者】	通知 監査実施通知	監査実施通知の起案、発出			《監査委員決裁》 監査実施通知書		
	↓	監査資料の収集	関係課から監査資料を収集				
【関係課】	↓	監査資料により事前調査	事務局による事前調査				
	↓	監査	監査委員による監査				
【関係課(出席)】	↓	監査結果報告	監査結果報告を起案、提出		《監査委員決裁》 監査結果報告書		
	提出 ↓						

補足	
変更点	

伊東市 業務手順書

当初作成日 2021/2/1 見直し日 2025/2/28 見直しによる変更 無

部	課等	監査委員事務局	担当係名	シート番号	8	業務・事務名	住民監査請求に基づく監査
業務・事務の目的		住民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為又は財務会計上の怠る事実があると認め、監査請求を行ったときに、請求に理由があるかを監査する。					
内包するリスク		①、②、③⑧、③⑨、④①、④③、④④					

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	「決裁区分等」成果物・記録類	備考	リスクNo.
【市民(請求人)】	提出	監査請求書の提出	伊東市住民から監査請求書の提出	地方自治法第242条第1項			
		形式審査	事務局において形式審査				
		形式的 不備あり 補正依頼 補正	適格の場合は受付する。 不適格の場合は、補正依頼し、 補正が整えば受付する。				
		形式的 不備なし					
		受付	事務局において受付し、監査日程の調整・決定				
【市長・市議会】	通知	請求要旨通知	請求要旨通知の起案、発出	地方自治法第242条第3項	「監査委員決裁」請求要旨通知書		
		実質審査	監査委員による実質審査				
		不適格	不適格の場合は受理する。 不適格の場合は、補正依頼し、 補正が整えば受理する。				
		実質要件の欠如 形式要件の欠如 補正依頼 補正 補正なし					
【請求人】	通知	却下	請求書を受理し、請求人に通知する。また、却下の場合も請求人に通知する。		「監査委員決裁」受理(却下)通知書		④①
	通知	受理					
【請求人】	通知	陳述機会の付与	法に基づき請求人に陳述の機会を与える。日時を請求人に通知する。	地方自治法第242条第7項	陳述記録		④①
【市長(関係部局)】	通知	本案審査	監査実施通知起案、発出 陳述、関係書類等の調査		「監査委員決裁」監査実施通知書		
		監査結果の決定	監査結果の決定を行う。				
		請求認容	請求を認容する場合は措置期限を定め、「勧告」を行う。 請求理由なしと決定した場合は「棄却」となり、請求者に通知する。	受付から監査結果決定まで60日以内	「監査委員決裁」監査結果決定書		② ④①
【請求人・市長・市議会等】	通知	勧告					
		棄却					
【市民】		監査結果公表	監査結果を市掲示板及び市HPで公表	地方自治法第242条第5項	「局長決裁」市掲示板・HP公表		
【市長・市議会等】	通知	勧告措置実施通知	勧告後、関係部署が必要な措置を実施した場合、市長、市議会等より措置状況の通知がある。	地方自治法第242条第9項			
【請求人】	通知	措置状況通知	請求人に措置状況を通知	地方自治法第242条第9項	「監査委員決裁」措置状況通知書		④①
【市民】		措置状況公表	措置状況を市掲示板及び市HPで公表	地方自治法第242条第9項	「局長決裁」市掲示板・HP公表		

補足	
変更点	

伊東市 業務手順書

部		課等	監査委員事務局	担当係名		当初作成日	2021/2/1	見直し日	2025/2/28	見直しによる変更	無
業務・事務の目的	健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるか審査する。										
内包するリスク	①、⑳、㉔										

事務・業務フロー		事務内容又は目的	事務手続に要する期間	関連法令等	〈決裁区分等〉 成果物・記録類	備考	リスク No.
関連部門	当該部門						
	日程協議	監査委員と日程協議		地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項			
【総務部長】	通知 部長説明通知	「健全化判断比率及び資金不足比率の説明について」を起案、発出			〈監査委員決裁〉 決算説明通知書		
【財政課】	提出 審査資料の収集	財政課から審査資料を収集					
	審査資料により事前調査	事務局による事前調査において、補正すべき事項があれば財政課から再提出					
【総務部長・財政課(出席)】	審査	監査委員による審査					
【市長(財政課)】	提出 審査結果報告	「財政健全化審査意見について」及び「経営健全化審査意見について」を起案、提出			〈監査委員決裁〉 財政健全化審査意見書、経営健全化審査意見書		
【市民】	審査結果公表	議決後、審査結果を市ＨＰで公表			〈局長決裁〉 市ＨＰ公表		

補足	
変更点	